京都市動物愛護行動計画に基づく取組結果(平成27年度)

1 計画の目的

本計画は、本市におけるこれまでの動物愛護管理への取組を総括し、今後の動物愛護施策の更なる充実を図るため、平成21年3月に策定し、京都動物愛護憲章や京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例の制定、京都動物愛護センターの開設などを受け、平成28年3月に新たな目標値の設定や施策・事業を拡充するなどの改訂を行いました。

本市では、本計画を本市の動物愛護行政の基盤として、また、京都動物愛護センターを拠点として、獣医師会、動物愛護団体、ボランティアスタッフ、事業者、市民、行政などの皆様と連携し、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

2 計画の期間

平成21年度から平成30年度までの10年間です。平成28年3月に計画の改定を行ったことから、平成28年度から平成30年度までの3年間は、改訂後の計画に基づき取り組みます。

3 施策及び数値目標

本計画では、施策推進の方向性を明確にするため3つの施策目標を掲げ、その目標の 達成に向けた様々な取組を充実させています。また、その施策の達成状況を的確に評価 するため6つの具体的な数値目標を定めています。

【3つの施策目標】

- I 殺処分数の大幅な減少
- Ⅱ 事業者の社会的責任の徹底
- Ⅲ 人と動物のよりよい関係づくり

【6つの数値目標】

成19年度実績)	(平成27年度実績)	(平成30年度目標)
2,404頭		
,	1,130頭	600頭
176頭	2 3 頭	3 5 頭
2,196頭	1,178頭	650頭
3 2 %	83.8%	97%
0 %	1 2.0%	10%
2, 137件	1,671件	
: 899件 : 1 238件	(大: 736件 烘: 935件	1,000件
	2,196頭 32% 0% 2,137件	2, 196頭 1, 178頭 32% 83.8% 0% 12.0% 2, 137件 1, 671件 :: 899件 大: 736件

- ※1 平成28年3月の計画改定時に数値目標を再設定
- ※2 譲渡·返還率:(譲渡数+返還数)/収容数

4 施策の取組状況

I 殺処分の大幅な減少

1 飼い主責任の徹底

(1)終生飼養の徹底

- 平成25年9月に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」(以下,「動物 愛護管理法」という。)の規定に基づき、保健センター及び京都動物愛護センター において、飼い主から犬猫の引取り依頼があった際には、終生飼養について再考 する機会を確保するため、原則、引取らないこととし、新たな飼い主を探すよう 指導をより強化しました。
- それでもなお、やむなく引き取らざるを得ない場合でも、引取日時を指定することで、大猫を家族として迎えた時の気持ちを考え直す時間を設け、安易な犬猫の放棄を防止するよう指導しました。
- 飼い犬猫の引取手数料を 2,000 円から 6,000 円に増額することにより,飼い主の終生飼養の責任の徹底を図り,犬猫の安易な放棄の減少を図りました。
- 京都市の公式ホームページ「京都市情報館」,京都動物愛護センターホームページ, Twitter, facebook,市民しんぶん区版,啓発リーフレット等(以下,「ホームページ等」という。)にて,本市における犬猫の引取・殺処分頭数等に関する情報を発信し,動物愛護精神の醸成を図りました。
- 犬とのふれあい等を通じて、子ども達に「いのちの大切さ」を伝える動物愛護出前授業(以下、「きょうとアニラブクラス」という。)を開催し、小・中学校等で飼い主の責任について伝えました。
- 飼い主が望まない無秩序な繁殖による多頭飼育崩壊等を防止することを目的として、飼い大及び飼い猫の避妊去勢手術の助成を行いました。(犬猫一頭当たり3,000円、年間上限833頭。公益社団法人京都市獣医師会(以下、「獣医師会」という。)からも同額助成。)

<助成実績>

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
犬	279	282	298	252	262
猫	554	551	535	581	571
計	833	833	833	833	833

(2)登録・狂犬病予防注射率の向上

<登録·狂犬病予防注射実績>

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
登録件数	4, 715	4, 517	4, 607	4, 281	4, 464	4, 155	4, 608
							前年比+453
注射件数	41, 929	41, 436	41, 423	40, 995	40, 778	40, 195	40, 901
		,			,	,	前年比+706
(接種率)	(74. 4%)	(72.5%)	(72.5%)	(71.1%)	(69. 4%)	(67.8%)	(68. 4%)
登録頭数	56, 340	57, 103	57, 103	57, 664	58, 684	59, 253	59, 803

<上表のうち、集合注射における実績>

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
登録件数	737	555	464	390	357	290	268
空 欧 什 教	131	555	404	390	397	290	前年比▲22
注射件数	15,000	13, 892	10.005	11 646	11, 128	10, 206	9, 192
在	15, 320	15, 692	12, 865	11, 646	11, 120	10, 396	前年比▲1,204

- 狂犬病予防集合注射会場における登録件数及び注射件数ともに減少している一方で、市全体の注射件数は増加(前年比+706件)していることから、動物病院での接種件数が増加しているものと考えられます。
- 注射の接種率は、年々減少傾向にある中、平成27年度については68.4%と 微増しましたが、今後も狂犬病ワクチン接種義務に関して、飼い主に対し積極的に 啓発を実施していきます。
- 狂犬病予防集合注射啓発リーフレットを作成し,京都市保健協議会連合会協力の下,市内の全町内に回覧しました。
- 狂犬病予防集合注射の利便性向上を目的として,平成21年度から日曜日にも狂 犬病予防集合注射を各行政区1会場の計11会場で実施しました。全体として減少 傾向にある中,日曜日の接種件数については年々増加しています。

<休日に実施した狂犬病予防集合注射の実績(直近3年間)>

	25 年度	26 年度	27 年度
注射件数	1 964	1 201	1, 498
任州什剱	1, 264	1, 291	前年比+207

(3) 咬傷事故の未然の防止の徹底

<咬傷事故の発生件数>

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
Ī	件数	39	28	40	29	39	31	48

○ 近年の咬傷事故件数については、30~50件前後を推移しており、若干増加したものの、顕著な増加は認められませんでした。

- 咬傷事故が発生した際は、人を咬んだ犬の飼い主へ、保健センター及び京都動物 愛護センターが事故の再発防止を指導しました。
- 咬傷事故の発生を未然に防止するために、「犬のしつけ方教室」における適正飼養の啓発や「きょうとアニラブクラス」における犬との正しい接し方の啓発を実施しました。

(4) 迷惑行為の防止の徹底

<犬猫の苦情件数>

** ***							
	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
犬	732	580	616	837	654	721	736
猫	1, 470	1, 403	1, 111	1, 136	685	765	935
計	2, 202	1, 983	1,727	1, 973	1, 339	1, 486	1,671

<広報車による適正飼養の啓発>

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
実施数	214	330	452	323	434	398	417

○ 平成27年度における苦情件数は、犬猫合わせて 1,671 件であり、前年度より 12.4%増加しました。これは、京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例 (以下、「マナー条例」という。)が施行されたことに伴い、潜在的な案件が保健センターに寄せられたことが一因であると考えられます。

<平成27年度苦情内訳>

	鳴声・臭気	家屋等荒らし	その他	合計
犬	630	8	98	736
猫	645	108	182	935

- 保健センターに寄せられた犬猫の苦情に対しては、保健センター職員が現地確認 を行ったうえで、飼い主に対して適正な飼い方の指導を行いました。
- 飼い主が特定出来ない苦情発生地域に対しては、京都動物愛護センターが適正飼育について、広報車による広報活動を実施したほか、地域の方と行政が一体となって街頭啓発等を行う"地域ぐるみの啓発活動"を実施しました。
- 犬のふんの放置や猫への不適切な給餌が問題になっている地域の相談者に啓発 プレートを配布しました。

<配布数>

大のふんの放置防止プレート : 約 1,000 枚 猫への不適切な給餌防止プレート: 約 650 枚

- 猫が私有地に侵入してくるという苦情対策として,「猫が嫌がる超音波を発生する機械」を各保健センターに配備し,希望者に無料で貸出しました。
- 所有者不明猫の不必要な繁殖を抑制し、ふん尿等の被害や迷惑の拡大防止を図る とともに、猫と共生できる社会の実現を目的とした「まちねこ活動支援事業(※3

- (2) に詳細記載)」等を実施しました。さらに、ホームページ等を用いて情報発信し、本事業の拡大を図りました。
- 飼い猫を屋内での飼養に努めるよう啓発するなど、飼い猫が自宅以外の場所に侵入することによる人への迷惑防止を図りました。
- 猫の室内飼育推奨の啓発についてホームページ等を用いた情報発信を行うほか, 「犬猫の飼い方マニュアル」を作成し,区役所,保健センター,京都動物愛護セン ター,動物取扱業施設等にて配架しました。
- 狂犬病予防集合注射会場において、マナー条例に係るリーフレットを配布すると ともに、6月に京都市内約5万箇所に設置されている広報板にマナー条例に係るポ スターを掲出することにより、マナー条例の周知と適正飼養の啓発を図りました。
- 京都動物愛護センターに収容された猫の譲渡希望者に対して、終生飼養の大切さ を伝えるとともに、屋外飼養による交通事故や感染症罹患のリスク等を説明し、室 内飼養を徹底するよう求めました。

(5) 特定動物所有者の社会的責任の徹底

○ 特定動物の所有者に対し、終生飼養の徹底について啓発するとともに、必要に応じて飼育状況の確認を実施しました。

<特定動物(人の生命, 身体又は財産に害を加えるおそれがある動物)の飼育状況>

平成27年度新規許可施設: 7施設 ※許可件数: 10件 平成27年度末施設数 : 22施設 ※許可件数: 102件

(特定動物の種類:ヘビ、サル、ワニ、カメ等)

(6) 動物の遺棄・虐待の防止

- 動物の遺棄防止に係るポスターの掲出やホームページ等における呼びかけにより、動物の遺棄防止の啓発を図りました。
- 虐待に係る情報が保健センターに寄せられた場合は、保健センター職員が現地確認を行ったうえで、飼い主に対して適正な飼い方の指導を行いました。

2 保護・収容動物の返還,譲渡の推進

(1) 京都動物愛護センターホームページによる情報提供

○ ホームページ等に新しい飼い主を待つ犬猫の写真を掲載することで、犬猫の譲渡 事業を推進するなど、動物愛護行政に関する情報発信を積極的に実施しました。

<平成27年度の譲渡実績>

犬: 56頭(前年度比▲23頭)猫:149頭(前年度比+56頭)

(2) マイクロチップ等の個体識別明示に係る啓発の促進

- マイクロチップ装着について、ホームページ等による情報発信に加え、「犬のしつけ方教室」においても啓発を行いました。さらに、動物愛護週間(9月20日~26日)事業として開催した京都動物愛護フェスティバルや各種イベントにおけるパネル展示等においても啓発を行いました。
- 平成27年度からマイクロチップの装着助成制度を開始し、大猫へのマイクロチップの装着の普及促進を図りました(年間上限1,000頭。施術費用については、獣医師会が負担。飼い主は情報登録料1,000円を負担)。

<平成27年度マイクロチップ助成実績>

大:321件 猫:232件 計:553件

○ 平成28年2月には、京都動物愛護センターのマンスリーイベントに併せてマイクロチップ装着会を開催し、マイクロチップ装着の必要性の周知と促進を図りました。

(3) 子猫の一時預り在宅ボランティアとの協働

○ 保護した猫の譲渡事業を推進するために、産まれて間もない子猫を自宅で一時的に預かり、一般への譲渡が可能となる2箇月齢まで飼育していただく「子猫の一時預り在宅ボランティア制度」を平成27年1月から開始し、猫の譲渡促進を図りました。

<子猫の一時預り在宅ボランティアの実績>

ボランティア数 : 22名

一時預り実施頭数 : 43頭 ※全頭譲渡済み

(4) 府市連携による譲渡事業の実施

- 収容した犬猫について、府市で一元的に管理し、譲渡犬猫に関する情報を集約するなど、効果的・効率的に情報発信を行いました。
- これまでの譲渡事業は、京都市内に限って行っていましたが、京都動物愛護センターの開設を契機として、譲渡地域を京都府域に拡大し、広域的な譲渡を行いました。

(5) 収容した犬の社会復帰トレーニング

○ 無駄吠えや噛みぐせ等の問題行動のある犬について、専門家によるトレーニング により矯正し、譲渡適性を獲得させる「京都方式」を推進し、少しでも多くの犬を 譲渡できるよう取り組みました。

(6) 獣医師会との連携

○ 京都動物愛護センターに収容された負傷犬猫は、獣医師会の会員獣医師の助言等

を得ながら、治療を行いました。

○ 夜間に発生した動物の事故や病気の治療に対応することにより、一つでも多くの動物の命を救うため、平成27年5月に京都動物愛護センター内に「京都夜間動物救急センター」を設け、獣医師会が運営しています。

3 所有者等のいない猫対策の推進

(1) 所有者等のいない猫への不適切な餌やり行為防止に向けた取組

- エサの放置などによる生活環境の悪化等の苦情に対しては、保健センターが現地確認し、マナー条例に基づき、給餌者に不適切な給餌を改善するよう指導しました。なお、行為者が特定できない場合には、京都動物愛護センターが適正飼育について広報車による広報活動を実施するほか、地域の方と行政が一体となって街頭啓発等を行う"地域ぐるみの啓発活動"を実施しました。
- 猫への不適切な給餌が問題になっている地域の相談者に、啓発プレートを配布しまし不適切な給餌の是正に向け啓発を行いました。
- 所有者不明猫の不必要な繁殖を抑制し、ふん尿等の被害や迷惑の拡大防止を図るとともに、猫と共生できる社会の実現を目的とした「まちねこ活動支援事業」等を 実施しました。さらに、ホームページ等を用いて情報発信し、本事業の拡大を図りました。(再掲)

(2) まちねこ活動支援事業の推進

- 地域に暮らす野良猫を、住民の合意の下、地域のルールに基づいて適切に飼養するとともに、野良猫に避妊去勢手術を施し、一代限りの命を全うさせることにより、 将来的にその地域の野良猫を減らす「まちねこ活動」を支援するための取組の推進 を図りました。
- 「まちねこ活動支援事業」においては、獣医師会協力の下、一日の最大4頭のまち ねこの避妊去勢手術を無償で行い、野良猫の増加防止に努めました。

<まちねこ活動支援事業による手術頭数及び登録地域数>

	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
手術頭数	94	129	150	210	180	204
オス	41	50	56	107	90	88
メス	53	79	94	103	90	116
登録地域数	19	46	64	90	114	157

Ⅱ 事業者の社会的責任の徹底

- 1 動物取扱業者への対応
- (1) 定期的な監視指導と不適切業者への厳正な対応
- 新規登録施設及び登録更新(5年更新)施設並びに苦情等発生施設については、

全て京都動物愛護センターが現地調査を行い,動物愛護管理法に基づいた指導を実施しました。

<第一種動物取扱業>

平成 2 7 年度新規登録施設 : 3 5 施設 ※登録件数 : 5 4 件 平成 2 7 年度末施設数 : 4 3 0 施設 ※登録件数 : 5 7 1 件

<第二種動物取扱業>

平成 2 7 年度新規登録施設 : 2 施設 ※登録件数 : 2 件 平成 2 7 年度末施設数 : 6 施設 ※登録件数 : 6 件

※ 改正動物愛護管理法により、従来の動物取扱業が「第一種動物取扱業」となり、新設された「第二 種動物取扱業」は、営利性のない動物の取扱いのうち、飼養施設を設置し、一定頭数以上の動物の取 扱業をいう。

(2) 動物取扱責任者研修会の開催

○ 動物愛護管理法により、動物取扱責任者が一年に一回受講することが義務付けられている動物取扱責任者研修会を開催し、動物の適切な取扱いや飼い主への適正飼養に係る情報提供の徹底について研修を行いました。

<動物取扱責任者研修会を開催及び受講状況>

平成27年度:10回開催,416名受講(他自治体で受講した人数を除く。)

(3)動物の販売時等の説明責任の徹底

○ 動物取扱業施設に対して,動物愛護管理法により義務化されている購入者への事 前説明について,適切に行うように指導しました。

2 実験動物・産業動物の適正な取扱い

(1) 実験動物施設における飼育状況の把握と指導の実施

○ 関係部局と連携し、実験動物施設における動物の飼育状況の把握に努め、必要に 応じて施設に立ち入り、実験動物の管理者等に「実験動物の飼育及び保管並びに苦 痛の軽減に関する基準」に基づく適切な取扱いについて周知しました。

(2) 産業動物の関係機関と連携した指導の推進

- 「化製場等に関する法律」に基づく産業動物(牛,馬,豚,めん羊,やぎ,犬,鶏・あひる(生後30日未満のものを除く)等)の飼養許可に係る申請があった場合,保健センターが現地調査を実施し,動物の飼養管理を適切に行うよう指導しました。
- 畜舎から発生する臭い等に関する苦情があった場合,「化製場等に関する法律」 に基づき(苦情対象施設で飼養する動物が犬の場合,「動物の愛護及び管理に関す る法律」も併せて)動物を適切に管理し近隣住民に迷惑とならないよう,保健セン

ターが指導しました。

- 関係部局と連携して、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、産業動物の生理・生態・習性等に応じた動物の管理について普及啓発を行いました。
- 「鳥インフルエンザ」対策として、産業観光局等と連携し、鶏等の飼養者に対して、鳥インフルエンザ発生防除に係る啓発を実施しました。

Ⅲ 人と動物のよりよい関係づくり

- 1 京都動物愛護センターを拠点とした啓発事業の実施
- (1) 市民がいつでも利用できる動物愛護の基幹施設としての機能の整備・充実
- 全国で初めて都道府県と政令市が共同設置した京都動物愛護センターを拠点と して、動物愛護や適正飼養について積極的に発信し、「人と動物とが共生できる、 うるおいある豊かな社会」の実現を目指しました。
- 京都動物愛護センターの開所に合わせ開催したオープニングイベントに加え,毎 月月替わりのイベントを開催するマンスリーイベントを通じて,多くの来場者を迎 えるとともに,同センターの機能や役割の周知を図りました。

<イベント実績>

開催年月日	開催内容	参加人数
平成 27 年 5月 2日	オープニングイベント	2,500 人
6月28日	猫の飼い方講座	27 人
7月25日	ペットをかわいく撮ろう!教室	25 人
8月 1日	夏休み親子ワンニャン教室	100 人
9月26日	京都動物愛護フェスティバル	8,000人
10月17日	やってみよう!ドッグスポーツ	30 人
11月7日	犬の運動会	30 人
12月5日	クリスマス会	30 人
平成 28 年 1月 9日	災害に備えて	30 人
2月14日	犬猫のいきいき健康講座	30 人
3月12日	犬猫の歯磨き教室	30 人

○ 動物愛護週間(9月20日~26日)事業として開催した京都動物愛護フェスティバルにおいて,動物愛護をはじめとした人と動物の共生に向けた様々な取組について,周知啓発を行いました。

<動物愛護フェスティバル概要>

開催日時:平成27年9月26日(土) 午前11時~午後4時

会 場:新風館(京都市中京区)

主 催:京都市,京都府参加者数:約8,000名

- 「京都動物愛護憲章」を積極的に発信することにより、「人と動物が共生できる うるおいのある豊かな社会」の実現に向け、様々な人々がそれぞれの立場から動物 愛護のあり方について自ら考え、行動することを促進しました。
- センターを多くの方に愛着を持っていただける施設とするとともに, 所要の財源 を確保するため, 平成24年度から「京都市動物愛護事業推進基金」を設け, 寄附 金を募りました。

<実績(寄附金額及び件数)>

平成24年度	102, 002, 616 円	[94件]
平成25年度	8,080,982 円	[52件]
平成26年度	1,075,019 円	[55件]
平成27年度	4,817,002 円	[99件]
	116, 921, 007 円	「300 件]

(2)動物愛護ボランティア等との共汗

- 動物愛護に関する関心と高い意識を持つボランティアスタッフに,京都動物愛護 センターに収容されている犬猫の飼養管理補助や来所者への案内等を行っていた だきました。
- また, 新たなボランティアスタッフの養成講座や登録されているボランティアスタッフの研修会を開催することにより, 必要な知識や技術の習得及び向上を図りました。

<ボランティア登録数>

登録時期	第一期 (25 年度)	第二期 (26 年度)	第三期 (27 年度)	合計
ボランティア登録人数	28	25	30	83

(3)「しつけ方教室」等の定期的な開催

○ 家庭犬しつけインストラクターが、現在犬を飼っている方や、これから飼う予定 の方を対象に、犬との生活をより楽しく快適にするためのしつけのコツなどについて、モデル犬のデモンストレーションを交えて、わかりやすく説明する「犬のしつけ方教室」を開催しました。

くしつけ方教室実績>

名 称 : はじめの一歩講習会

開催日 : 平成28年2月27日(土)

場 所 : 京都動物愛護センター

参加人数:40名

(4) ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発の強化

○ きょうとアニラブクラスや京都動物愛護フェスティバルにおいて,人間社会で必要とされている聴導大等のワーキングドッグを紹介し,その役割等について啓発を行いました。

2 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施

(1) 学校現場での講習会などの実施

○ 保育園,幼稚園,小・中学校等において,きょうとアニラブクラスを開催し,「命の大切さ」,「飼い主の責任」,「犬との正しい接し方」,「ワーキングドッグの役割」等について啓発を行いました。

<きょうとアニラブクラス実績>

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
校数	5 校	8 校	17 校	9 校
受講者数	約 400 名	約 900 名	約1,500名	約800名

- 動物愛護教育に係る関係機関の協力を得て、「命の大切さ」、「動物との正しいかかわり方」をテーマとした動物愛護副読本『いきものとなかよし』を製作しました。 副読本は、市内小学校1年生全生徒に配布し、動物をテーマとした生活科の授業における活用を図ります。
- 幼稚園,保育園,児童館に向けては,副読本を基に作成した紙芝居を製作し,動物愛護に係る教育に活用を図ります。

(2)動物園等と連携した動物愛護の普及

○ 動物関連施設として、情報共有を行うとともに、本市が作成する動物愛護に係る リーフレット等の配布に協力していただくなどの連携を図りました。

3 ペットに係る災害時の対策

(1) 飼い主とペットが一緒に避難できる避難所の受入体制強化

- 災害時に、飼い主がペットを連れて避難することができるよう、各避難所における受入体制の整備を行う必要があることから、避難所を運営する自主防災会等に配布及び説明するための冊子『ペットの避難どうしよう?』を製作しました。
- 京都動物愛護センターのある南区上鳥羽学区の自主防災会に働きかけ、ペットを 連れて避難訓練を行う同行避難訓練を企画及び実施しました。

(2) 関係機関との協力体制の構築

- 災害時におけるペットの救護対策として、獣医師会と協定書の締結に向け、協議 しました。
- ペットとの同行避難に関し、先進的な取組を行っている認定NPO法人アンビシ

ャスが携わっている市内避難所の避難訓練に市職員が参加し、同行避難の必要性について啓発しました。

4 動物由来感染症対策

(1)動物由来感染症に関する啓発

○ 動物由来感染症に関する啓発パンフレットを保健センター等に配架し、情報発信 を実施しました。

(2) 発生時に対応できる連絡体制の構築

○ 感染症等の発生時に対応するため、産業観光局、京都府生活衛生課、京都府家畜 保健衛生所との連絡体制を整備しました。

(3) 感染症に関する情報収集と情報発信

○ 国等から感染症等に関する情報の収集及び共有を図るとともに、医師会等への関係機関に情報提供をしました。(例:狂犬病、鳥インフルエンザ等)

5 動物愛護ボランティア等の育成と調査研究の推進

(1)動物愛護推進員制度の拡大と研修会の実施

○ 動物愛護推進員研修会及び意見交換会を開催しました。

<動物愛護推進員研修会を参加状況>

平成27年度の動物愛護推進員数:36人 参加者数:22人

(2)動物愛護行政に知悉した職員の育成

- 国や自治体が開催する動物愛護・管理研修会に参加し、他都市における動物愛護 事業について情報を収集しました。
- 本市動物愛護新任担当職員に対する動物愛護事業研修に係る担当職員研修を実施し、事業の効果的な推進方法等について理解を深めました。

(3) 動物由来感染症等に関する調査研究の実施

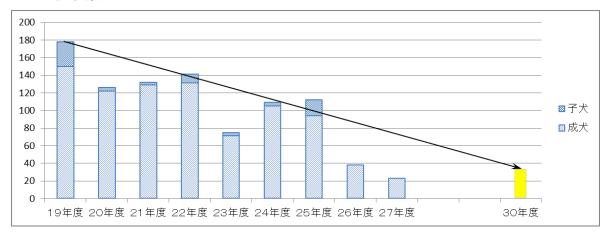
○ 動物由来感染症について、本市産業観光局、京都府生活衛生課、京都府家畜保健 衛生所と情報を共有することにより、より広範囲におけるデータを効率的に収集し、 実態把握に努めました。

5 数値目標の達成度

I 犬猫の殺処分数



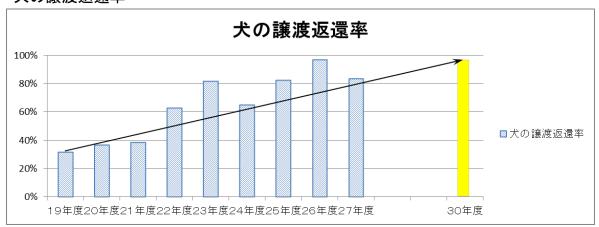
Ⅱ 犬の引取数



Ⅲ猫の引取数

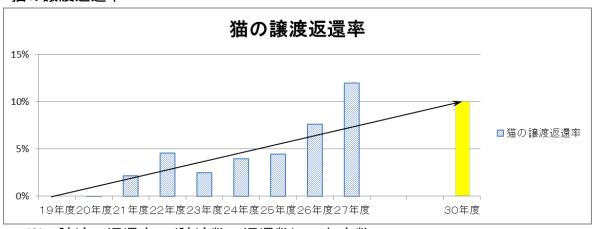


Ⅳ 犬の譲渡返還率



※ 譲渡·返還率:(譲渡数+返還数)/収容数

V 猫の譲渡返還率



※ 譲渡·返還率:(譲渡数+返還数)/収容数

VI 犬猫に係る苦情件数

